

今月の 相談事例

必ず儲かると言われた 和牛預託会社が倒産！二次被害も！

【相談事例①】

5年前に広告で知った安愚楽（あぐら）牧場と和牛育成預託契約し500万円支払った。その後、500万円を追加契約。今年の7月にも募集があったので、7月下旬に契約し500万円支払った直後に倒産したらしい。情報があれば知りたい。

【相談事例②】

以前、ふるさと牧場と和牛育成預託契約し50万円支払ったが倒産した。「元オーナーの隠し財産が見つかったので7割を返金してあげるから1割の手数料が必要」と、元関係者を名乗る者から電話があったが信用できるか。



【センターの対応】

事例①は、預託商法（和牛オーナー制度と称して、繁殖牛のオーナーを募集。預託金を払うと業者が牛を育成し、生まれた子牛の売却益を配当金とする方式。高配当と売り込む。）により、数万人の会員から出資金を募っていました。原発事故等で資金繰りが悪化したとして、8月9日に東京地裁に民事再生法の適用を申請し、同日保全命令を受けました。同社は経営が悪化していたにもかかわらず、民事再生法の申請直前まで勧誘を続けており、被害者を拡大していた悪質性がうかがえます。相談者には被害対策弁護団（全国安愚楽牧場被害対策弁護団 TEL. 03-3261-3026 <平日11:00~16:00> ホームページアドレス：<http://agurahigai.a.la9.jp/>）の情報を提供するとともに、今後の報道情報に注意するよう助言しました。 *安愚楽牧場は平成23年9月6日に民事再生手続き開始が決定されました。

事例②でも、和牛の預託商法で契約をしていましたが、数年前に業者は破綻し、代表者は逮捕されました。被害者弁護団も結成されましたが、預託金の返金は困難として解散しています。事例②の場合、身分を明かさず、「7割返金してあげる」と、1割の手数料を支払わせようとしていることから、元関係者を装った詐欺まがいと思われるため、相談者には一切、応じないように助言しました。

この他にも、被害者に偽の弁護団や弁護士名をかたり「被害を救済してあげる」「返金してあげるから」と、手数料を振り込ませる二次被害が発生しています。

○●○ 簡単に、絶対に儲かる話なんてありません！ ○●○

誰でも、簡単に、必ず儲かる話などありません。事例のように和牛の他、コオロギや観音竹などの預託商法もありました。業者が破綻した場合、一度支払ってしまったお金を取り戻すのも商品を受け取るのも大変に困難です。甘い儲け話にはくれぐれもご注意ください。

おかしいなと思ったら、消費生活総合センターにご相談ください。



ご愛読ありがとうございました。

今号をもちまして、「消費生活相談月報」は発行終了となります。10月から「よこはまぐらしの情報」と統合し、装いも新たに、暮らしに役立つ消費生活関連情報を掲載した新情報紙を毎月25日に発行します。より読みやすい紙面にして、地域情報等も掲載する予定です。新情報紙におきましても、ご支援・ご愛読いただきますよう、よろしくお願いいたします。

□■□ 教室・講座等のお知らせ □■□

■消費生活教室■

開催日	テ	マ	講 師	定員
① 10月28日 (金) 13:30~15:30 (受付13:00)	《鶴見区共催》	暮らしの中の化学物質と安全性 ～身の回りにある生活用品の健康への影響～	国立医薬品食品衛生研究所 生活衛生化学部 第4室 鹿庭 正昭	572名
【会場】鶴見公会堂（フーガI・6階）【交通】JR京浜東北線「鶴見」駅西口下車 徒歩約1分／京浜急行線「京急鶴見」駅下車 徒歩約5分				
② 11月29日 (火) 13:30~15:30 (受付13:00)	《港北区共催》	ご存知ですか!? おとなの食育 ～変わりゆく食生活の行方～	食生活ジャーナリストの会 代表幹事 佐藤 達夫	500名
【会場】港北公会堂 【交通】東急東横線「大倉山」駅下車 徒歩約7分／バス停 「港北区総合庁舎前」下車 徒歩約3分				
【対象】横浜市在住・在勤・在学の方 【参加費】①・②ともに無料				
【申込方法】①・②ともに事前の申し込みは不要。直接会場にお越しください。先着順です。				
【問合せ先】「消費生活教室」担当 TEL:845-5640 FAX:845-7720				

*おわびと訂正*くらしの情報9月号で10月の消費生活教室の定員150名とあるのは572名の誤りでした。ここに訂正し、おわびいたします。

■食品表示・安全講座■

開催日	テ	マ	講 師	定員
① 10月20日 (木) 13:30~15:30 (受付13:00)	食品表示の基本の「き」 ～最新の行政動向も踏まえて～	消費生活アナリスト 板倉 ゆか子	66名	
② 11月11日 (金) 13:30~15:30 (受付13:00)	健康食品で「健康」は買えない? ～誇大表示に要注意～	群馬大学 教育学部 教授 高橋 久仁子	66名	
【会場】横浜市消費生活総合センター5階会議室3 【対象】横浜市在住・在勤・在学の方 【交通】市営地下鉄・京急線「上大岡」駅下車 徒歩約3分 【参加費】①・②ともに無料 【申込方法】TELまたはFAXで *FAXの場合、(1)月日・テーマ、(2)居住区名、(3)お名前、(4)電話番号、(5)FAX番号をご記入の上、下記まで。なお、定員を超えた場合のみ、お断りのご連絡をします。 【申込受付】①先着順受付中 ②10月11日9:00～先着順受付 【問合せ・申込み先】「食品表示・安全講座」担当 TEL:845-5640 FAX:845-7720				

10月1日から会議室のご利用時間単位等が次のように変更になります!

【利用時間】

	午前	午後①	午後②
平日	9:00~12:00	13:00~16:00	16:00~19:00
土曜日	9:00~12:00	13:00~17:00	

【利用料金】 *上段:会議室1・2、下段:会議室3

	午前	午後①	午後②
平日	1,000円	1,000円	2,000円
	2,000円	2,000円	3,000円
土曜日	1,200円	2,000円	
	2,400円	3,200円	

詳しくはホームページ等でご確認ください。

●問合せ先「展示・情報資料室」TEL:845-6604

●ホームページアドレス <http://www.yokohama-consumer.or.jp/cent41.html>



消費生活総合センター消費生活相談専用電話 845-6666

●相談受付: 祝日・年末年始を除く毎日(平日9:00~18:00 土日9:00~16:45)

*ご希望があれば、お近くの区役所で相談員が相談をお受けします(予約制)。

<発行> 横浜市消費生活総合センター

〒233-0002 神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおかオフィスタワー4・5階(上大岡駅下車)

TEL. 045-845-5640 FAX. 045-845-7720

ホームページアドレス <http://www.yokohama-consumer.or.jp>